

第70回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

場所 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 2階ホール

開催場所が前回と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

インターネット等または郵送による議決権行使期限
2024年6月26日(水曜日)
午後5時45分まで



ゼリア新薬
Z E R I A

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、
一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

ゼリア新薬工業株式会社

証券コード 4559
2024年 6月 4日
(電子提供措置の開始日 2024年 5月30日)

株 主 各 位



東京都中央区日本橋小舟町10番11号

ゼリア新薬工業株式会社

代表取締役社長 伊 部 充 弘

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきまして電子提供措置をとっており、次頁「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に記載のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスしていただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年 6月26日（水曜日）午後 5時45分**までに、以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使】

上記の行使期限までに、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



【書面による議決権行使】

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送(郵送)ください。

敬具

記

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 日 時 | 2024年 6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座八丁目21番 1 号 住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 2階ホール |
| | 開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違えないようにご注意ください。 |
| 3. 会 議 の
目 的 事 項 | 報告事項 1. 第70期（自2023年 4月 1 日至2024年 3月31日）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（自2023年 4月 1 日至2024年 3月31日）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役 6 名選任の件
第3号議案 監査役 1 名選任の件 |

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

	ウェブサイト名およびURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト  https://www.zeria.co.jp/ir/meeting/	左記のウェブサイトに掲載の 「第70回定時株主総会」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス (東京証券取引所)  https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	銘柄名(ゼリア新薬工業)または証券コード(4559)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を順に選択ください。
3	株主総会ポータル® (三井住友信託銀行)  https://www.soukai-portal.net	議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、左記のウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」、「パスワード」をご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては、株主様にお送りする書面に記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類すべてを監査しております。
 - ・連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表
- 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認ください(https://www.zeria.co.jp/)。



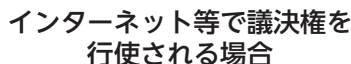
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

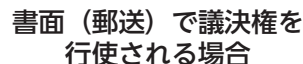
2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を○記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

◎インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◎議決権行使書（書面）による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月26日（水）午後5時45分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

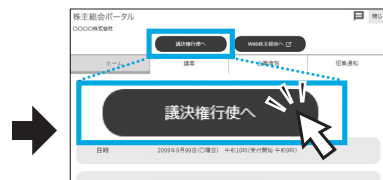
株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>



議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。
- 機関投資家の皆様へ
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金22円 総額969,756,392円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1 株につき金44円であり、前事業年度対比金 4 円の増配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月28日

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当 社 に お け る 地 位	
1	い べ さち あき 伊 部 幸 顕	代表取締役会長兼CEO	再 任
2	い べ みつ ひろ 伊 部 充 弘	代表取締役社長兼COO	再 任
3	こ もり てつ お 小 森 哲 夫	取締役	再 任 社 外 独 立
4	の もと き く お 野 本 亀久雄	取締役	再 任 社 外 独 立
5	もり もと せい じ 森 元 誠 二	取締役	再 任 社 外 独 立
6	おか ざわ ゆう き 岡 澤 有 輝	取締役兼常務執行役員	再 任
再 任	再任取締役候補者		新 任 新任取締役候補者
			社 外 社外取締役候補者
			独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	い べ さちあき 伊部 幸顕 (1941年3月17日生) 再 任	1972年3月 当社入社 1972年3月 当社取締役 1978年4月 当社常務取締役 1981年4月 当社代表取締役専務取締役 1982年4月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長兼CEO (現在に至る)	1,592,967株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	い べ みつひろ 伊部 充弘 (1971年11月17日生) 再 任	1994年4月 株式会社富士銀行入行 2009年10月 株式会社みずほ銀行法人業務部 参事役 2010年4月 当社経理部部长 2010年6月 当社取締役経理部長 2011年4月 当社取締役 医薬営業本部、コンシューマー ヘルスケア営業本部担当 2011年6月 当社常務取締役 医薬営業本部、コンシューマー ヘルスケア営業本部担当 2014年6月 当社代表取締役社長兼COO (現在に至る)	83,100株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	こ も り て つ お 小森 哲夫 (1948年1月25日生) 再任 社外 独立	1970年4月 株式会社東海銀行入行 1996年6月 同行取締役 1998年6月 同行常務執行役員 2001年4月 同行専務執行役員 2002年5月 株式会社ＵＦＪ銀行副頭取執行役員 2002年6月 同行代表取締役副頭取執行役員 2004年6月 株式会社ＵＦＪカード常勤顧問 2005年9月 株式会社日医リース専務執行役員 2006年6月 ＵＦＪセントラルリース株式会社 取締役専務執行役員 2006年6月 当社補欠監査役 2007年4月 三菱ＵＦＪリース株式会社専務取 締役 2007年6月 当社社外監査役 2009年6月 三菱ＵＦＪリース株式会社取締役 副社長 2010年6月 株式会社日医リース代表取締役社 長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2015年6月 株式会社ノリタケカンパニーリミ テド社外取締役	7,800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
4	の も と き く お 野本 亀久雄 (1936年6月5日生) 再任 社外 独立	1966年 5 月 九州大学医学部 助手(細菌学) 1973年10月 九州大学医学部 助教授(細菌学) 1977年 1 月 九州大学医学部癌研究施設 教授 1982年 4 月 九州大学生体防御医学研究所 教授 1995年10月 日本移植学会 理事長 1997年10月 社団法人日本臓器移植ネットワーク (現公益社団法人日本臓器移植ネットワーク) 副理事長 1998年 4 月 九州大学生体防御医学研究所 所長 1998年 4 月 財団法人エイズ予防財団 (現公益財団法人エイズ予防財団) 理事 2000年 4 月 九州大学 名誉教授 (現在に至る) 2001年 3 月 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 (現公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団) 倫理審査委員長 2004年 4 月 公益財団法人日本医療機能評価機構 特命理事 (医療事故防止事業担当) 2011年 4 月 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 理事長 2011年 4 月 公益財団法人エイズ予防財団 評議員 (現在に至る) 2017年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
5	もりもと せいじ 森元 誠二 (1951年4月2日生) 再任 社外 独立	1975年4月 外務省入省 2002年1月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金理事会初代副議長 2003年6月 在ウィーン国際機関日本国政府代表部次席大使 2005年4月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金理事会名誉副議長 (現在に至る) 2005年10月 在ドイツ連邦共和国日本国大使館次席公使 2008年6月 在オマーン日本国特命全権大使 2011年9月 独立行政法人農畜産業振興機構理事(酪農・乳製品担当) 2013年4月 東京大学大学院総合文化研究科客員教授 (現在に至る) 2013年11月 在スウェーデン日本国特命全権大使 2015年11月 外務省退官 2015年12月 富士通株式会社シニアアドバイザー 2018年11月 名古屋大学卓越大学院天野浩教授プログラム諮問委員 (現在に至る) 2018年12月 株式会社富士通マーケティング・シニアアドバイザー 2020年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
6	おかざわ ゆう き 岡澤 有輝 (1965年1月5日生) 再 任	1988年 4 月 株式会社東海銀行入行 2009年10月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行鶴見支社長 2014年 5 月 同行柳橋支社長 2016年 5 月 同行融資部（名古屋）部長 2017年10月 当社経理部部長 2018年 7 月 当社総務部長 2019年 5 月 当社人事部長 2019年11月 当社管理本部長兼人事部長 2020年 6 月 当社取締役管理本部長兼人事部長、経理部長 コンプライアンス担当 2021年 6 月 当社取締役管理本部長兼人事部長 コンプライアンス担当 2022年 6 月 当社常務執行役員管理本部長兼人事部長 コンプライアンス担当 2022年 9 月 当社常務執行役員管理本部長兼人事部長 法務部・秘書室・コンプライアンス担当 2023年 6 月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼人事部長 法務部・秘書室・コンプライアンス担当 2024年 4 月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼人事部長 生産物流本部・法務部・秘書室・コンプライアンス担当 (現在に至る)	10,304株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小森哲夫氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに、当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
4. 野本亀久雄氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発をはじめとして当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 森元誠二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開をはじめとして当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏と当社は責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。
7. 当社は、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、3氏が選任された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該保険契約の被保険者は、当社および主要子会社の取締役・監査役ならびに当社の執行役員で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。
各候補者が選任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記1～8の他には特記すべき事項はありません。

【ご参考】 取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	企 業 経 営	グ ロー バ ル	営 業 マ ー ケ テ ィ ン グ	研 究 開 発	財 会 務 計	法 務	学 識 経 験 者
1	伊 部 幸 顕	●	●	●				
2	伊 部 充 弘	●		●		●		
3	小 森 哲 夫 (社外取締役)	●				●	●	
4	野 本 亀 久 雄 (社外取締役)				●			●
5	森 元 誠 二 (社外取締役)		●					●
6	岡 澤 有 輝	●				●	●	

(注) 取締役候補者の主要なスキルを3スキルまで記載しております。
取締役候補者のスキルをすべて記載しているものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役石山佳治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
くろだ ひろゆき 黒田 博之 (1966年3月8日生) 新任	1991年4月 久光製薬株式会社入社 2002年9月 当社入社 2015年6月 当社研究開発企画部長 2019年2月 当社中央研究所長 2024年4月 人事部部长 (現在に至る)	1,048株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該保険契約の被保険者は、当社および主要子会社の取締役・監査役ならびに当社の執行役員で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。
候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記1～2の他には特記すべき事項はありません。

以 上

事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動規制の緩和などもあり、個人消費や雇用情勢に持ち直しの動きがみられ、さらにはインバウンド需要が増加するなど、景気は回復の兆しがみられました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇、円安の進行、緊迫化する国際情勢など、先行き不透明な状況が続きました。

医薬品業界におきましては、医療用医薬品は、薬価の毎年改定や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制策が推進されており、事業環境は一層厳しさを増しております。また、O T C医薬品市場におきましても、市場競争の激化などにより、ともに厳しい環境下で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、第11次中期経営計画（2023年度～2025年度）の初年度にあたる当連結会計年度において、グローバル展開を加速する中、クロストリディオイデス・ディフィシル感染症治療剤「ディフィクリア」（国内販売名：「ダフクリア」）の寄与もあり、欧州地域を中心に海外売上を大幅に拡大させました。また、国内市場におきましても、医療用医薬品事業は薬価改定の影響などを受け苦戦したものの、コンシューマーヘルスケア事業は「ヘパリーゼ群」、「コンドロイチン群」など主力品の寄与により、売上を拡大させました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の売上高は、757億25百万円（前期比10.7%増）となりました。利益につきましては、営業利益96億21百万円（前期比6.7%増）、経常利益85億13百万円（前期比12.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益77億31百万円（前期比24.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の海外売上高比率は51.5%（前期47.4%）となっております。

～医薬品事業～

当事業の売上高は、755億70百万円（前期比10.8%増）となりました。

(医療用医薬品事業)

主力製品につきましては、潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」は、国内市場においては薬価改定や競合品の影響もあり苦戦いたしましたが、海外市場において高用量製剤「アサコール1600mg錠」の伸長を背景にイギリスなどで好調に推移したことや為替の影響もあり、全体では増収となりました。「ディフィクリア」は、欧州地域を中心に売上を大幅に拡大いたしました。一方、炎症性腸疾患治療剤「エントコート」は、海外の一部の国で後発医薬品が上市された

影響を受け売上は減少いたしました。機能性ディスペプシア治療剤「アコファイド」は、ほぼ前年度並みとなりました。

これらの結果、当事業の売上高は、495億71百万円（前期比14.9%増）となりました。

（コンシューマーヘルスケア事業）

主力製品につきまして、「ヘパリーゼ群」は、医薬品ヘパリーゼ群・コンビニエンスストア向けヘパリーゼW群ともに好調に推移いたしました。また、「コンドロイチン群」、植物性便秘薬「ウィズワン群」の売上も伸長いたしました。なお、2023年度中に皮膚疾患治療薬「プレバリンαクイック軟膏」、「プレバリンαクイッククリーム」などの新製品を発売いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は、259億98百万円（前期比3.6%増）となりました。

～その他の事業～

当事業の売上高は、保険代理業・不動産賃貸収入などにより1億54百万円（前期比1.6%増）となりました。

〈研究開発の状況〉

研究開発におきましては、スイス子会社のTillotts Pharma AGとの連携によるグローバル開発体制のもと、開発テーマを厳選のうえ、重点領域である消化器分野を中心に、導入品を含め複数のプロジェクトの評価を進めてまいりました。その中で日欧同時開発可能な新規開発テーマの研究開発に着手いたしました。

「Z-100」につきましては、新たな適応症での臨床開発に向けて、非臨床試験を着実に推進し、パイロット臨床研究の準備を進めております。

自社オリジナル品の「Z-338（一般名：アコチアミド）」につきましては、FAES FARMA,S.A.とのライセンス契約に基づき、機能性ディスペプシアを適応症として、新たにエルサルバドル、ペルーの2カ国で承認を取得するとともに、2023年10月にメキシコで販売を開始いたしました。また、Meiji Seika ファルマ株式会社とのライセンス契約に基づき、機能性ディスペプシアを適応症として、タイで承認を取得いたしました。ベトナム子会社のPharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd（以下「F.T.Pharma」）は、ベトナムで機能性ディスペプシアを適応症として、承認申請を実施いたしました。また、新たにシンガポールで、United Italian Trading Corporationが、機能性ディスペプシアを適応症とした承認申請を実施いたしました。国内におきましては、小児機能性ディスペプシア患者を対象としたフェーズⅢ試験を実施しております。さらに、同一成分の「ZG-802」につきましては、低活

動膀胱を対象としたフェーズⅡ試験を国内で滞りなく推進しております。当該疾患は近年注目を集めているＱＯＬ（生活の質）に多大な影響を及ぼす疾患と言われておりますが、有効な薬物治療は世界的に確立されておられません。当該品目の開発を通じて未充足の治療選択肢を提供し社会に貢献してまいります。

Vifor(International)AGから導入いたしました鉄欠乏性貧血治療剤「フェインジェクト」につきましては、リアルワールドデータを活用したエビデンス創出として、複数のデータベース研究を実施し、本年度の論文化に向けた準備を進めております。

同じくVifor(International)AGから導入いたしました「ZG-801」につきましては、国内において高カリウム血症を対象として承認申請を実施いたしました。

コンシューマーヘルスケア製品につきましても、皮膚疾患治療薬「プレバリンαクイック軟膏」、「プレバリンαクイッククリーム」などの新製品を順次発売いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の研究開発費は37億26百万円（前期比7.8%増）となりました。

〈生産物流の状況〉

生産物流におきましては、原材料やエネルギー価格、物流コストが高騰する中、品質確保および安定供給を前提に、生産の集約や内製化の推進による原価低減に取り組んでまいりました。

生産関連部門につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行しましたが、引き続き各工場での感染リスク対策の徹底を推進するとともに、安定供給体制の維持を図りました。また、当社が保有する埼玉・筑波両工場に子会社２社が保有する工場（健創製薬株式会社つくば工場、イオナ インターナショナル株式会社福島工園）を併せた国内４工場の生産体制の見直しを行い、生産ラインの集約化や内製化を順次進めております。この動きを加速し、今後とも一層の原価低減に取り組んでまいります。

物流関連部門につきましても、引き続き業務効率化による物流コストの削減を図ってまいります。

なお、昨年度に引き続き、一部の医薬品製造販売業者によるGMP省令違反事例が発生しており、行政による製造所の査察体制が強化されております。当社各工場におきましては、GMP体制強化のために担当責任役員を組織上明確にし、管理体制を強化いたしました。今後とも各工場におけるクオリティーカルチャー（品質を優先した企業文化）の浸透を図るとともに、品質管理部門や本社担当部門による監督の体制強化を通じて、万全を期してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、海外子会社の新工場建設を主体として、合計で29億93百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、Tillotts Pharma AGの「ディフィクリア」、「エントコート」の権利取得のための銀行借入につきまして、同製品の販売に伴うキャッシュ・フローによる返済を実施いたしました。また、上記(2)の設備資金を主に借入金で調達いたしました。

その結果、長短借入金が前連結会計年度対比32億4百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは第11次中期経営計画（2023年度～2025年度）の3年間ににおいて、グローバル展開のさらなる加速、「車の両輪」である医療用医薬品事業とコンシューマーヘルスケア事業の事業拡大と収益性の改善、財務体質の強化を通じて、ゼリアグループの持続的な発展と企業価値向上を果たすとともに、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。また、グループの事業基盤の強化・拡充に資するM&Aやアライアンスにも引き続き積極的に取り組んでいく方針としております。これらの活動を通じ、「連結売上高900億円」をはじめとした経営目標の達成を目指してまいります。

グローバル展開におきましては、「ディフィクリア」、「アサコール」の2製品を中心に欧州事業を継続的に拡大させていくことに加え、成長著しいアジア地域における事業の拡大に注力してまいります。

「ディフィクリア」につきましては、欧州の感染症診療ガイドラインで第一選択薬として推奨される中、積極的な営業リソースの投入と徹底した製品認知度向上に努めた結果、順調に市場規模を拡大しており、特にフランスにおいて売上を急拡大させました。今後、市場規模の大きなドイツ、イギリス、スペインなどにおいてもさらなる成長を見込んでおり、営業活動を強化してまいります。「アサコール」につきましては、イギリスなど好調に推移している地域における継続的な拡販策に加え、高用量製剤「アサコール1600mg錠」の販売国の拡大などにより、市場規模の拡大に努めてまいります。

アジア事業につきましては、F.T.Pharmaの業容の拡大に努めるとともに、新工場での許認可取得に注力し、ベトナムを含むアセアン地域への市場展開を図ってまいります。また、アジア各国においてパートナーとの提携を進めており、当社のOTC製品や健康食品の輸出の拡大に努めてまいります。

国内におきましては、引き続き医療用医薬品事業とコンシューマーヘルスケア事業の拡大を図ってまいります。医療用医薬品事業は厳しい事業環境にありますが、自社オリジナル品である「アコファイド」をはじめ、「フェインジェクト」、「ダフクリア」、2024年度に上市が見込まれる高カリウム血症治療剤「ZG-801」に営業リソースを積極的に投入し、国内医療用医薬品市場におけるプレゼンスを高めてまいります。コンシューマーヘルスケア事業につきましては、製品特性をより明確に訴求した広告宣伝・販売促進活動に注力し、主力製品群の「ヘパリーゼ群」、「コンドロイチン群」、「ウィズワン群」の売上拡大を図ってまいります。さらには、基礎化粧品「イオナ」シリーズ、薬用歯みがき「マスデント群」、OTC医薬品として国内唯一の月経前症候群（PMS）治療薬「プレフェミン」をはじめとした西洋ハーブ製剤、皮膚疾患治療薬「プレバリン群」など多くの製品群の拡販により、事業の拡大を図ってまいります。

研究開発におきましては、Tillotts Pharma AGとの連携によるグローバル開発体制のもと、着手した新規開発テーマを着実に推進してまいります。「Z-100」につきましては、非臨床研究を進めるとともに、特定臨床研究への支援などを通じて、新たな臨床開発の開始に向けた活動を継続してまいります。また、上市された製品についても、医師主導の臨床研究を積極的に支援していくとともに、データベース研究等を推進し、製品価値向上に努めてまいります。さらに、市場ニーズに沿ったコンシューマーヘルスケア製品の開発に迅速かつ積極的に取り組み、特長ある製品ラインナップの拡充を図ってまいります。

さらには、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を進め、企業理念ならびにサステナビリティ基本方針に則った経営を実行していくことで、グループ経営の信頼性を一層高める努力を継続するとともに、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 67 期	第 68 期	第 69 期	第 70 期 (当連結会計年度)
	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
売 上 高 (百万円)	52,757	59,532	68,383	75,725
経 常 利 益 (百万円)	3,208	5,935	7,579	8,513
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,143	3,961	6,195	7,731
1 株当たり当期純利益 (円)	68.22	87.76	140.26	175.39
総 資 産 (百万円)	121,860	124,282	135,034	150,533
純 資 産 (百万円)	56,152	55,092	65,680	79,828

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種医薬品等の製造ならびに販売を中心に展開しており、これらの事業に関連するサービス等の事業活動も併せて行っております。

事 業 の 種 類		主 要 製 品
医 薬 品 事 業	医 療 用 医 薬 品 事 業	消化器系用薬、循環器系用薬、中枢神経・免疫系用薬等
	コンシューマーヘルスケア事業	セルフプリベンション製品、セルフキュア製品、栄養ドリンク、健康補助食品、化粧品等
そ の 他 の 事 業		保険代理業、不動産業等

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

(2024年3月31日現在)

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都中央区	埼玉工場	埼玉県熊谷市
札幌支店	北海道札幌市	筑波工場	茨城県牛久市
仙台支店	宮城県仙台市	中央研究所	埼玉県熊谷市
東京支店	東京都中央区	札幌物流センター	北海道札幌市
名古屋支店	愛知県名古屋市	埼玉物流センター	埼玉県熊谷市
大阪支店	大阪府吹田市	東京物流センター	埼玉県上尾市
中四国支店	広島県広島市	大阪物流センター	大阪府大東市
福岡支店	福岡県福岡市	九州物流センター	佐賀県鳥栖市

② 子会社

(2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地
Tillotts Pharma AG	Rheinfelden, Switzerland
Tillotts Pharma AB	Bromma, Sweden
Tillotts Pharma Ltd.	Dublin, Ireland
Tillotts Pharma UK Ltd.	Lincoln, United Kingdom
Tillotts Pharma Czech s.r.o.	Praha, Czech Republic
Tillotts Pharma Spain S.L.U.	Barcelona, Spain
Tillotts Pharma GmbH	Rheinfelden, Germany
Tillotts Pharma France SAS	Paris, France
Tillotts Pharma Italy srl	Milan, Italy
Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd	Ho Chi Minh City, Vietnam
Z P D A / S	Esbjerg, Denmark
ゼリアヘルスウェイ株式会社	東京都中央区
イオナインターナショナル株式会社	東京都中央区
健創製薬株式会社	東京都中央区
株式会社ゼービス	東京都中央区
株式会社ゼリアップ	東京都中央区

(8) 従業員の状況

(2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,777名	+48名

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(2024年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Tillotts Pharma AG	千スイス・フラン 1,644	100%	医薬品の製造・販売
Tillotts Pharma AB	千スウェーデン・クローネ 100	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma Ltd.	ユーロ 1	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma UK Ltd.	千英ポンド 20	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma Czech s.r.o.	千チェコ・コルナ 13,200	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma Spain S.L.U.	千ユーロ 3	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma GmbH	千ユーロ 25	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma France SAS	千ユーロ 20	100%	医薬品の販売
Tillotts Pharma Italy srl	千ユーロ 10	100%	医薬品の販売
Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd	百万ベトナム・ドン 46,500	77.89%	医薬品、健康食品の製造・販売
Z P D A / S	千デンマーク・クローネ 1,000	100%	医薬品原料等の製造・販売
ゼリアヘルスウェイ株式会社	百万円 85	100%	健康食品等の仕入・販売
イオナ インターナショナル株式会社	百万円 200	100%	化粧品の製造・販売
健 創 製 薬 株 式 会 社	百万円 50	100%	医薬品、健康食品、医薬品原料 の製造・販売
株 式 会 社 ゼ ー ビ ス	百万円 180	100%	保険代理業・不動産業等
株 式 会 社 ゼ リ ア ッ プ	百万円 10	100%	医薬品等の営業販促活動の請負

(注) Tillotts Pharma ABからTillotts Pharma Italy srlまでの8社は、Tillotts Pharma AGの100%出資子会社であります。

(10) 主要な借入先の状況

(2024年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,679
株式会社みずほ銀行	11,288
株式会社三井住友銀行	11,234
三井住友信託銀行株式会社	3,300
株式会社中京銀行	3,300

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 119,860,000株
(2) 発行済株式の総数 53,119,190株 (自己株式9,039,354株を含む)
(3) 株主数 14,360名
(4) 大株主 (上位10名)

(2024年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
有 限 会 社 伊 部	4,741,847	10.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,309,400	7.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,107,050	4.8
森 永 乳 業 株 式 会 社	1,840,215	4.2
伊 部 幸 顕	1,592,967	3.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,406,131	3.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,406,053	3.2
S M B C ファイナンスサービス株式会社	900,900	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	889,700	2.0
キ ッ セ イ 薬 品 工 業 株 式 会 社	867,900	2.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (9,039,354株) を控除して算出しております。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2018年4月16日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり (報告義務発生日 2018年4月9日)、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社3社の合計で3,560,647株 (株券等保有割合6.7%) を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2024年3月31日時点における実質保有株式数の確認ができていない株式については、上記大株主の状況には含めておりません。
3. S M B C ファイナンスサービス株式会社は2024年4月1日付で同社を消滅会社、三井住友カード株式会社を存続会社とする合併を行っております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2024年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
伊 部 幸 顕	代表取締役会長兼CEO	
伊 部 充 弘	代表取締役社長兼COO	
小 森 哲 夫	取 締 役	
野 本 亀久雄	取 締 役	九州大学名誉教授
森 元 誠 二	取 締 役	東京大学大学院総合文化研究科客員教授
岡 澤 有 輝	取締役兼常務執行役員	管理本部長兼人事部長、法務部・秘書室・コンプライアンス担当
遠 藤 広 和	常 勤 監 査 役	
石 山 佳 治	常 勤 監 査 役	
中 由規子	監 査 役	NAKA法律事務所
紙 透 大	監 査 役	税理士法人明和会計代表社員、紙透会計事務所

- (注) 1. 取締役のうち、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、中 由規子および紙透 大の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役紙透 大氏は、公認会計士として財務・会計の高度な専門知識と経験を有しております。
4. 当社は2024年4月1日付にて取締役の担当変更を実施しており、以下の担当が変更となっております。なお、会社における地位の変更はありません。
- 氏 名 担当および重要な兼職の状況（変更後）
- 岡 澤 有 輝 管理本部長兼人事部長、生産物流本部・法務部・秘書室・コンプライアンス担当
5. 当社は、取締役小森哲夫、取締役野本亀久雄、取締役森元誠二、監査役中 由規子および監査役紙透 大の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
6. 当社は、2022年6月29日より執行役員制度を導入しております。
- 取締役を兼任しない執行役員は次のとおりです。

(2024年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当
加 藤 博 樹	常 務 執 行 役 員	アジア事業本部長兼アジア事業企画部長、アジア事業開発部長
平 賀 義 裕	執 行 役 員	研究開発本部長、ライセンス室担当
河 越 利 明	執 行 役 員	信頼性保証本部長、お客様相談室・情報提供活動監督室担当
草 野 研 治	執 行 役 員	コンシューマーヘルスケア営業本部長
岩 井 充	執 行 役 員	生産物流本部長、特販室担当
秋 庭 和 広	執 行 役 員	医薬営業本部長
鈴 木 健 一	執 行 役 員	経営企画統括部長兼経営戦略推進部長
桜 井 政 和	執 行 役 員	欧州事業本部長兼欧州事業部長

なお、2024年4月1日付で組織改定を実施しております。

財務経理本部を新設し、本部内に財務部および経理部を設置いたしました。これに伴い、同日付で以下のとおり執行役員が選任され、就任いたしました。

氏 名 地位および担当

田 中 靖 久 執行役員財務経理本部長兼財務部長、経理部長

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
取 締 役 副 社 長	遠 藤 広 和	社長補佐	2023年6月29日
監 査 役	高 見 幸二郎		2023年6月29日

(注) 遠藤広和および高見幸二郎の両氏は、任期満了による退任であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、取締役会では、代表取締役会長兼CEOが当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行っていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等は、固定報酬のみとし、株主総会が決定する報酬額の限度額以内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、会社業績、各取締役の役位、委嘱職務内容、個人業績等を勘案したうえで、決定する方針とする。
2. 取締役に対する報酬等は、暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、代表取締役会長兼CEOにその全てを委任する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7名	224,490千円
監 査 役	5名	53,400千円
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	277,890千円 (34,650千円)

- (注) 1. 上記の表には、2023年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役には、使用人分給与は支給しておりません。
 3. 上記の表の他には、これまでの事業報告に記載済みのもの以外に報酬等の支給はありません。
 4. 役員の報酬等の額については、2013年6月27日開催の第59回定時株主総会において取締役の報酬を年額4億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬を年額80百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は4名です。
 5. 当事業年度の個人別の報酬につきましては、2023年6月29日開催の取締役会において、代表取締役会長兼CEOにその全てを一任する旨の決議をしております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役会長兼CEO 伊部幸顕氏が最も適していると判断したためであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および主要子会社の取締役・監査役ならびに当社の執行役員で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役野本亀久雄氏は、九州大学名誉教授であります。取締役森元誠二氏は、東京大学大学院総合文化研究科客員教授であります。

また、監査役中 由規子氏は、N A K A法律事務所を開設し、弁護士として活動中であります。監査役紙透 大氏は、紙透会計事務所を開設し、公認会計士として活動するとともに、税理士法人明和会計の代表社員であります。

当社と社外取締役および社外監査役の各兼務先との間には、重要な取引関係等の特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役小森哲夫氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに、当社経営に有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

取締役野本亀久雄氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発に係る有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

取締役森元誠二氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開に関して有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

監査役中 由規子氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、弁護士として培われた高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

監査役紙透 大氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、公認会計士として培われた財務・会計の高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

③ **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

65,200千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

65,200千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分が困難であるため、上記①の金額にはその合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容（監査方針、監査項目、監査予定時間、人員配置等）、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社であるTillotts Pharma AG、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd およびZPD A/Sは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反した場合または行政処分を受ける等で、当社の監査業務に重大な影響を及ぼす行為があり、かつ解任が妥当と判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意をもって、当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) ① 企業の社会的責任を果たし企業倫理の高揚とともに不祥事の発生を防止することを目的とし、ゼリアグループ（当社および当社関係会社）全体に適用されるコンプライアンスに係る規程を作成する。また、コンプライアンス活動を継続的に実施するためにコンプライアンス担当取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の事実（おそれのある事実を含む）が発生した場合の通報制度を構築する。通報先としては社外を含む複数先を設置する。
 - ② コンプライアンス委員会は、法令遵守意識の向上を図るためコンプライアンス・スタンダードを作成し、また必要に応じて改訂し見直すとともに各部門に対する教育・研修を計画的に行うものとする。さらにコンプライアンス活動を実効性のあるものとするため、各部門のコンプライアンス活動の状況を監査・監督し、法令・定款・社内規程等の違反事実のあるときは必要な措置をとり、さらに再発防止策を検討するものとする。
 - ③ 会社にとって重要な法令、業界基準等については社内規程を制定し、規程を所管する部門により厳格な運用および管理を行う。また、医薬品企業として特に重要な薬機法その他関連法令の遵守のために、独立の組織において品質管理および安全管理体制を確保する。
- (2) 取締役会決議事項以外の事項について、全社にわたって影響を及ぼす可能性のある事項については、取締役会長、取締役社長および取締役副社長で構成する経営会議、常勤取締役および執行役員で構成する常勤役員会等で審議の上、決定するものとする。
 - (3) 職務分掌規程、職務権限規程およびその他妥当な意思決定ルールを制定し、それらに準拠して取締役および使用人の職務の執行が行われるようにする。
 - (4) 取締役および使用人の職務執行状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程や機密情報管理規程等関連規程に基づいて適切に保存および管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報のうち決定事項については、取締役会規程や稟議規程等関連規程に基づいて書面化（議事録、稟議書、またはその他の書面。電磁的記録を含む。）し、適切に保存および管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経常的な業務執行上想定されるリスクについては、各部門の業務フローの中で管理可能な体制を構築し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、各部門によるリスク評価に基づき経営会議、常勤役員会または取締役会での検討とリスク対応策の実施が迅速に行われる体制を構築する。
- (2) 地震・台風・水害・火災等の災害リスク、当社製品の品質・安全性に係るリスク、当社製品の医薬品事故に係るリスク等の管理については、制定される規程に基づき設置された委員会において対処するか、あるいは当該リスクに係る業務を所管する部門において対処する。
- (3) リスク管理の状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、常勤役員会規程、稟議規程等社内規程を整備し、それらに準拠して職務の執行を行うものとする。また、業務手順を適宜見直し点検することによりその改善を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (2) 全社および各部門の目標を中期計画および年度予算として策定し、それに基づき当社業務の運営および業績の管理を行うものとする。
- (3) 業務執行の効率化・円滑化を図るため、使用人に対する教育・研修を実施するとともに客観的に各使用人の業績が評価できる体制を整える。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務は報告を受けることとし、重要事項については関係会社管理規程等関連規程に基づき、取締役会または常勤役員会で承認するものとする。また子会社に役員を派遣することおよび子会社担当取締役または執行役員ならびに担当部門を設置することにより、子会社の業務が適正に行われることを確保する。
- (2) 子会社との取引にあたっては、独立法人間の取引としての適正を確保するため、その内容を書面化（電磁的記録を含む）する等、取引内容を明確化し透明性を図ることを徹底する。
- (3) 子会社の業務運営状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門が定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、その職務遂行を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、適切な員数の使用人を専任で置くものとする。
- 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助する使用人についての任命、評価、異動、懲戒は監査役会の同意を得る。
- 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
(1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項で、法定の事項以外のものについては、取締役と監査役が協議の上、定めるものとする。
(2) コンプライアンス規程に基づき構築された内部通報制度において、コンプライアンスに違反する事実（おそれのある事実を含む）を通報された場合は、監査役に報告する。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
(1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定に係る会議に出席することができる。そのため取締役は重要な会議の議題およびその日程等を監査役に報告する。
(2) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うことにより、監査が実効的に行われることを確保する。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて施策の見直しを実施しております。また、月に1回の部門ごとに実施されるコンプライアンス遵守に向けた取り組みを継続しており、さらに全社員向けの集合研修も行っております。通報制度につきましては、社長・監査役・コンプライアンス事務局・社外の顧問弁護士を通報先とするとともに、通報者に不利益が及ばないよう細心の注意を払っております。なお、改正公益通報者保護法に基づき、ゼリアグループ公益通報者保護規程を定めるとともに必要な体制を整備しており、社内および子会社に周知・教育を行っております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理規程に基づき、リスク対応部門を明確にし、当該部門が個々のリスクに対応することを基本としておりますが、製薬企業として特に重要な製品の品質、安全性等に係る事項につきましては、委員会制を敷いて部門横断的な体制の下で必要な対応を実施しております。なお、経営に重大な影響を与える懸念のある事項につきましては、担当取締役および担当執行役員より経営会議・常勤役員会・取締役会に報告し、経営レベルでの検討と対応策の決定を行っております。

当社の取締役会は、2024年3月31日現在社外取締役3名を含む取締役6名で構成されており、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役・執行役員の職務執行を監督しております。また、常勤取締役・執行役員は、年度終了後、監査役会に対して「取締役及び執行役員 職務執行確認書」を提出し、監査役会において、善管注意義務・忠実義務・監査役への報告義務の履行状況、利益相反取引の有無等について確認を受けることにしております。また、常勤監査役は、常勤取締役および執行役員で構成される常勤役員会にも出席し、常勤役員の職務執行状況を確認しております。

子会社につきましては、関係会社管理規程の下、関係会社担当部門を設けており、重要な事項は当社経営会議・常勤役員会・取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、本社各部室・支店・研究所・工場および子会社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役、監査役、常勤役員会および取締役会に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針と監査計画に基づいて、監査役監査を実施し、会社の現状を把握するとともに、必要な場合には提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役、執行役員およびその他の使用人から担当業務に係る報告を求め、監査室・会計監査人と連携し、取締役、執行役員およびその他の使用人の職務の執行状況を監査しております。

また、監査役は、主要な稟議書の回付を受けるとともに、取締役会、常勤役員会以外にもコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	57,809,029
現金及び預金	20,323,724
受取手形	259,626
売掛金	20,989,675
商品及び製品	7,569,173
仕掛品	1,842,077
原材料及び貯蔵品	5,078,508
その他	1,915,485
貸倒引当金	△169,241
固定資産	92,724,563
有形固定資産	26,517,836
建物及び構築物	6,805,453
機械装置及び運搬具	1,780,007
土地	12,581,849
建設仮勘定	3,125,320
その他	2,225,205
無形固定資産	43,139,706
のれん	4,262,818
販売権	29,496,467
商標権	8,030,138
その他	1,350,281
投資その他の資産	23,067,020
投資有価証券	9,145,154
繰延税金資産	110,260
退職給付に係る資産	13,410,761
その他	442,278
貸倒引当金	△41,433
資産合計	150,533,593

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	54,518,471
買掛金	3,273,950
短期借入金	38,283,719
未払法人税等	1,967,210
賞与引当金	1,584,737
その他	9,408,853
固定負債	16,186,329
長期借入金	7,943,800
繰延税金負債	6,447,412
退職給付に係る負債	458,109
資産除去債務	56,239
その他	1,280,768
負債合計	70,704,801
(純資産の部)	
株主資本	59,267,035
資本金	6,593,398
資本剰余金	11,685,121
利益剰余金	59,254,325
自己株式	△18,265,810
その他の包括利益累計額	20,355,527
その他有価証券評価差額金	2,001,571
為替換算調整勘定	14,660,305
退職給付に係る調整累計額	3,693,650
非支配株主持分	206,229
純資産合計	79,828,792
負債及び純資産合計	150,533,593

連結損益計算書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		75,725,075
売上原価		20,223,758
売上総利益		55,501,317
販売費及び一般管理費		45,879,669
営業利益		9,621,647
営業外収益		
受取利息及び配当金	438,760	
償却債権取立益	94,998	
その他	119,081	652,840
営業外費用		
支払利息	457,801	
為替差損	1,182,086	
持分法による投資損失	76,855	
その他	44,717	1,761,460
経常利益		8,513,028
特別利益		
固定資産売却益	2,229	
投資有価証券売却益	499,617	
契約解除損失引当金戻入額	977,204	1,479,051
特別損失		
固定資産除却損	6,693	
のれん償却額	476,992	483,685
税金等調整前当期純利益		9,508,394
法人税、住民税及び事業税	1,970,382	
法人税等調整額	△157,196	1,813,185
当期純利益		7,695,208
非支配株主に帰属する当期純損失		36,053
親会社株主に帰属する当期純利益		7,731,262

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	33,313,919
現金及び預金	1,082,166
受取手形	157,086
売掛金	8,432,607
商品及び製品	3,968,925
仕掛品	1,801,910
原材料及び貯蔵品	2,679,792
前渡金	67,561
前払費用	237,389
関係会社短期貸付金	14,694,560
その他	195,233
貸倒引当金	△3,312
固定資産	59,626,823
有形固定資産	13,911,083
建物	3,613,092
構築物	174,797
機械及び装置	763,779
車両運搬具	17,982
工具、器具及び備品	278,449
土地	8,743,217
建設仮勘定	319,763
無形固定資産	1,221,868
販売権	902,770
ソフトウェア	296,878
その他	22,219
投資その他の資産	44,493,870
投資有価証券	8,503,283
関係会社株式	23,296,201
関係会社長期貸付金	3,358,400
敷金及び保証金	477,230
長期前払費用	204
前払年金費用	8,764,152
その他	99,179
貸倒引当金	△4,781
資産合計	92,940,742

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	44,841,246
買掛金	2,024,544
短期借入金	29,941,559
1年内返済予定の長期借入金	8,231,760
未払金	1,169,842
未払費用	465,709
未払法人税等	25,192
未払消費税等	5,882
預り金	116,109
賞与引当金	605,978
その他	2,254,666
固定負債	8,064,418
長期借入金	6,513,400
繰延税金負債	1,337,972
退職給付引当金	10,081
資産除去債務	56,239
その他	146,725
負債合計	52,905,664
(純資産の部)	
株主資本	38,033,806
資本金	6,593,398
資本剰余金	12,716,418
資本準備金	5,397,490
その他資本剰余金	7,318,927
利益剰余金	36,989,800
利益準備金	1,648,349
その他利益剰余金	35,341,450
別途積立金	33,959,000
繰越利益剰余金	1,382,450
自己株式	△18,265,810
評価・換算差額等	2,001,271
その他有価証券評価差額金	2,001,271
純資産合計	40,035,077
負債及び純資産合計	92,940,742

損 益 計 算 書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		34,017,192
売上原価		13,469,632
売上総利益		20,547,559
販売費及び一般管理費		19,370,730
営業利益		1,176,829
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,943,154	
その他	73,591	2,016,746
営業外費用		
支払利息	421,965	
その他	85,107	507,073
経常利益		2,686,502
特別利益		
固定資産売却益	2,229	
投資有価証券売却益	499,617	501,847
特別損失		
固定資産除却損	370	
関係会社株式評価損	1,076,000	1,076,370
税引前当期純利益		2,111,978
法人税、住民税及び事業税	51,826	
法人税等調整額	423,681	475,508
当期純利益		1,636,470

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

ゼリア新薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米山 英樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇津木 辰男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼリア新薬工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

ゼリア新薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米山 英樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇津木 辰男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度における取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに定期的に業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて海外を含む子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役等の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

ゼリア新薬工業株式会社	監査役会				
常勤監査役	遠藤	広	和	◎	
常勤監査役	石山	佳	治	◎	
社外監査役	中	由	規	◎	
社外監査役	紙透		大	◎	

以上

株主総会会場ご案内図

日時

場所

開催場所が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。
なお、駐車場のご用意はございません。

交通のご案内

JR線——新橋駅

汐留地下改札 (B1F) より
徒歩約15分

都営浅草線 ————— 新橋駅

JR新橋駅・汐留方面改札より
徒歩約15分

東京メトロ銀座線————新橋駅

4番出口より徒歩約15分

都営大江戸線———汐留駅

JR新橋駅方面改札より徒歩約10分

※右記は「**地下通路**」のご案内図です。
各路線改札出口より**地下通路をお通り**
ください。

※お土産のご用意はございません。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。